

学校における臨時休業の判断について

和歌山市教育委員会

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認され、学校内で感染が広がっている可能性があると考えられる場合には、以下の通り、臨時休業を検討し、必要に応じて実施します。

【臨時休業の範囲・条件について】

感染状況の全体像が把握できるまでの期間、校舎内の清掃消毒等に要する期間などに臨時休業を行います。

その上で、把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、以下の基準により、学級、学年若しくは学校単位の閉鎖を行います。

(1)学級閉鎖

○次のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、教育委員会が必要と判断した場合

○学級閉鎖の期間としては、5日程度を目安に、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

(2)学年閉鎖

○複数の学級が閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

(3)学校全体の臨時休業

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。